

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－27
- 2 案件名 子育て世帯への臨時特別給付金システム改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区伊藤町111  
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務については、児童手当の情報を活用して業務を行うには、現在使用している児童手当システムと連携させる必要があったことから、当該事業者のシステムを導入して使用している。  
当該委託業務については、同給付金事業の一環として追加された支援給付金事務に伴うシステム改修であることから、既存の給付金システムの販売等に関する権利を有している納入業者である上記事業者以外では、著作権上の理由により、業務を行うことができないため。
- 7 問合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2649

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－２８
- 2 案件名 宝塚市ひとり親家庭生活学習支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬川一丁目 外 地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～令和５年（２０２３年）３月３１日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市中央区南本町三丁目６番１４号  
社名：株式会社トライグループ

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当

宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務は、個別指導による学習習慣の定着をはかり、高校進学を後押しするのみならず、ひとり親家庭の養育や生活に対する支援を行うことも目的としています。本業務実施にあたり、豊富な情報・経験・知識を有し業務遂行能力に優れた受託事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用しました。

令和３年度に受託事業者を求めるプロポーザルを公募にて行った結果、応募のあった３事業者のうち、上記事業者は本市が求めている基準を満たしており、提案内容も当業務を行うのに相応しく優秀であると認められたことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項２号の規定により、上記事業者と特名随意契約を行うこととします。

なお、プロポーザル結果は令和４年度から令和６年度末まで有効としており、令和５年度以降の契約は、前年度の業務内容を審査し、問題がないと判断された場合、当該年度の予算成立後毎年度４月に契約を締結するものとします。

### 7. 問い合わせ先

課名：子育て支援課

内線：2649

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教学使－1
- 2 案件名 スクールネット宝塚教育コンテンツ使用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目外 地内
- 4 使用期間 令和4年(2022年) 4月 1日 ~  
令和5年(2023年) 3月31日

- 5 契約相手方  
住所：大阪市淀川区宮原3丁目4番30号  
社名：Sky 株式会社

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)

当該ソフトウェアは、別途購入する教材(英語アプリ、デジタル教科書等)をサーバから配信し、タブレット等の教育用コンピュータから閲覧・利用を可能にする配信管理ソフトウェアであるが、配信に使用するサーバは、既導入の教育用サーバを使用する。

当該業者は、本教育用サーバの運用管理・保守を行う業者であり、購入した教材の管理や保守は、当該業者の保有するシステムの設定と管理情報が必要であり、これらの情報はセキュリティの観点から、外部に知られることは避けなければならないため、本契約においても当該業者を相手方とする。

### 7. 問い合わせ先

課名： 教育研究課 直通：0797-84-0946

# 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教学使－2
- 2 案件名 校務支援システム 保健管理機能追加プログラム使用
- 3 案件場所 宝塚市立教育総合センター
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月 1日 ～  
令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：岡山市北区磨屋町10番12号  
社名：株式会社両備システムズ
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本案件は、現行システムの機能追加であるため、現行システムの開発元である上記事業者以外は対応ができない。これらの理由により上記業者を相手方とする。
7. 問合わせ先  
課名：教育研究課（電 話0797－84－0946）